

令和 8 年 6 月 3 日

機関評価に係る対処方針

国立社会保障・人口問題研究所

所長 林 玲子

国立社会保障・人口問題研究所研究評価委員会規程(平成 8 年 12 月 2 日所長伺い定め)第 18 条の規定に基づき、令和 8 年 3 月 31 日付けで国立社会保障・人口問題研究所研究評価委員会(以下「委員会」という。)から提出を受けた「評価報告書」(別添)に記載された国立社会保障・人口問題研究所(以下「研究所」という。)の運営の改善に係る指摘事項について、検討を行った結果に基づき、下記のとおり、対処方針を作成する。

記

1. 研究開発分野・課題の選定

〈改善を求められた事項〉

平成 29 年以降継続的に「「一億総活躍社会」実現に向けた総合的研究」を実施し、子ども、若者、障害者を対象に、それぞれが抱える困難を把握し、社会的包摂・支援のあり方についての研究を行っている。子育て、貧困、児童虐待、障害者、氷河期世代等の諸問題を総合し、直近の状況に応じた研究を進めることが望ましい。

予算、人員を有効に活用する観点から、政策的なニーズを的確に把握し、何を重点的に進めていくか、新規に取り組むべき分野、縮小していく分野を意識しながら事業を計画・実施することが必要である。同時に、所外研究員との連携を強化するなど新たな取り組みも期待する。

〈対処方針〉

「「一億総活躍社会」実現に向けた総合的研究」については、地域共生社会構築に向けた施策の進展などを受けて研究課題が変化してきていることを踏まえて、研究事業名を「社会経済状況の変容と人々の生活実態に応じた支援のあり方に関する包括的研究」に改称しつつ、これまで取り扱ってきた諸問題を、社会経済状況の変容および人々のライフコースの多様化を背景として、出生から死に至るまでのライフコースと社会との関係において生じる課題群として再整理し、直近の課題に対応した研究体制を再整備したところである。

支援する側の直面する課題(支援従事者確保の問題、記録の取り方や活用の仕方を含

めた ICT の活用を始めとする技術進歩の取り込み等）や、現場における支援の原則を踏まえつつ、より効果的な支援を実施するための制度のあり方について学会報告や学術誌への論文の掲載を実施し始めている。今後とも、将来の社会経済状況の変化を見据えつつ、個々人の生活実態に即した効果的な支援のあり方にかかる研究課題に取り組んでまいりたい。

調査研究プロジェクトの実施については、引き続き、政策担当部局である厚生労働省内部部局等の要望等も踏まえ、所内の業務運営全般の重要事項について検討及び調整する部長会や研究計画の立案等を行う研究計画委員会において精査しつつ実施することとしたい。また、組織体制強化として、人口に関する統計情報を利活用する地方公共団体に対する支援についての実証的研究をつかさどる人口構造研究部第四室、国際人口移動の動向とその背景に関する調査研究並びに国際人口移動の推計と予測に関する基礎的研究をつかさどる人口動向研究部第四室の設置が認められたところである。

研究体制に関わる取組として、各調査研究プロジェクトにおける外部委員等の活用をはじめ、令和 5 年度から令和 7 年度にかけて、日本（国際協力機構、白鷗大学、早稲田大学、東京大学、島根大学、慶應義塾大学、お茶の水女子大学、こども家庭庁）、韓国（国民健康保険公団、保健社会科学院）、サウジアラビア（アブドラ王立科学技術大学）、アメリカ（プリンストン大学）、スペイン（ポンペウ・ファブラ大学）から客員研究員を、日本（一橋大学、慶應義塾大学）、フランス（パリ大学第一）から研究生を受け入れてきたところである。引き続き外部委員・客員研究員等の活用により研究体制の確保に努めてまいりたい。また、国内外の連携機関との関係を深めてまいりたい。

2. 組織、施設設備、情報基盤、研究及び知的財産取得の支援体制

〈改善を求められた事項〉

少子高齢化、人口減少、逼迫する社会保障財政など、社会保障・人口問題の重要性は高まっており、社会保障及び人口問題の政策研究の量的拡大や質的な高度化及びこれらに伴う研究者の負担増大に適切に対応していくためには、引き続き研究に必要な人的資源の確保に向けた取組が必要である。

研究所においては、一部の室においては部長が室長を併任するなど、研究所の定員は極めて限られているのが現状であり、今後とも粘り強く定員要求を行い、増員を図っていくべきである。

〈対処方針〉

研究所の定員・予算は、ともに厳しい状況であるが、定員については、令和 5 年度から令和 7 年度までの 3 年間においては、5 名の増員が認められた。他方、2 名の定員削減が行われ、令和 7 年度の定員としては 56 名となったところである。なお、公募により定員は満たされているところである。また、研究者の負担の軽減を図り、研究業務に集中できるよう、一般の方からの問い合わせ対応、研究所関連の報道に係る情報収集等の補佐を担う研究支援員を採用しているところである。これに対し、予算については必ずしも増額が認められているわけではないものの、毎年、様々な課題に対応するための新

規要求（令和５年度は２事業、令和６年度は３事業、令和７年度は４事業）を行っており、令和７年度に１事業「社会保障費の総合的な把握と統計の向上に資する調査研究」の予算が認められたところである。今後も定員・予算要求について研究所の意義や価値を丁寧に説明し、定員・予算の確保に努めてまいりたい。

３．専門研究分野を生かした社会貢献に対する取組

〈改善を求められた事項〉

今後の委員会では、実務的に可能な範囲で、ホームページ全般に対するアクセス件数に関する資料を各委員に提供すべきである。

〈対処方針〉

今後の委員会においては、社会貢献に対する取組として、国民への普及の度合いが測れるよう、実務的に可能な範囲で、ホームページ全般に対するアクセス件数、ダウンロード数に関する資料を委員会に提出する。また、ホームページ等のアクセス件数やダウンロード数を定期的に把握する仕組みの構築について今後検討を行う。

４．倫理規定及び倫理審査会等の整備状況

〈改善を求められた事項〉

今後の委員会では、本評価事項についても、他の評価事項と同様に、あらかじめ関連資料を各委員に提供すべきである。

〈対処方針〉

今後の委員会においては、倫理審査委員会規程や倫理審査の実施状況等の資料を委員会に提出する。

５．その他

〈改善を求められた事項〉

「事業展開の中期的方向性」として６項目を掲げて各種事業を進めていることは評価できるが、昨今の厳しい定員管理の状況下において研究者の業務負担増が懸念される。現状の業務量を考えると更なる増員要求、外部人材の受け入れ等、研究者の負担軽減に向けた対策が今後とも喫緊の課題であるとする。

研究所の一般会計予算に関しては、基幹３事業の予算を確保することは当然のことであるが、基幹３事業以外の研究プロジェクトについても、事業の意義や期待される成果を丁寧にかつ分かりやすく説明することで、引き続き予算の確保に努めるべきである。

一方で、研究者個人により厚生労働科学研究費や科学研究費（文部科学省所管）といった競争的研究費を獲得し、これらは研究資金として一般会計予算同様に重要なものと位置付けられているところであるが、このことにより特に競争的研究費を獲得している研究者の負担のみが過大にならぬよう配慮するとともに、国の

予算を使用する一般会計研究費と個人の研究費として獲得する競争的研究費とは、その性質を異にすることから、それぞれの取扱いについて研究所内でよく整理した上で、実施することが望まれる。

〈対処方針〉

定員及び予算については、上記 2. のとおりとする。

研究の実施に当たり、国の予算を使用する一般会計予算は、「経済財政運営と改革の基本方針」（骨太の方針）や「予算編成の基本方針」等の政府方針を踏まえ、研究所の所掌である基幹 3 事業（費用統計・人口推計・基本調査）や政策議論の基礎となるエビデンスの着実な提供を行うための研究に必要な予算を確保することとしている。これに対し、競争的研究費は、研究者個人として社会保障・人口問題に関する科学的かつレベルの高い研究を実践するものとして必要な経費を獲得するものであることから、一般会計研究費と競争的研究費の性格の違いに鑑み、今後とも、国立の研究所として必要な研究を実施するとともに、特定の研究者へ研究業務が偏ることのないよう、適切にエフォート管理を行ってまいりたい。なお、競争的研究費については、採択件数が令和 4 年度の 8 件から令和 7 年度は 30 件に増加しており、研究費の申請・執行等の事務手続の負担軽減のため、事務部門に競争的研究費業務を専ら行う職員を採用しており、令和 7 年度からは、会計係に、競争的研究費業務を主担当の職員を新たに配置して体制を強化した。引き続き研究者が研究業務に集中できるよう努めてまいりたい。